

ICANN との契約について

ICANN との ccTLD 契約（案）には公益性が強く求められています。以下がその該当部分です。

第 2 条 ccTLD 管理機関の職責の再確認.

指定機関としての ccTLD 機関及び管理者としての ccTLD 管理者は、ここに、JPccTLD を、ICP-1 に規定されている既存のポリシー、並びに、将来、ICANN がその手続きを通じて採択することになる新たな又は改訂されたポリシーに、完全に準拠するかたちで管理及び運営するよう保証する職責を再確認する

ICP-1 の「権限を委任されたドメインの運営管理」(b)(c)(f)

(b)TLD 運営管理機関の職責

TLD 運営管理機関は権限を委託されたドメインの受託者であり、コミュニティに奉仕する義務を負っています。指定運営管理機関は、ccTLD の場合には、国およびグローバルなインターネットコミュニティ双方のための、TLD の受託者です。ドメインについて「権利」とか「所有権」にこだわることは適切ではありません。むしろ、コミュニティに対する「責任」とか「奉仕」について関心をはらう方が適切です。

(c)公正な取り扱い

指定運営管理機関は、ドメイン名を申請するドメインのすべてのグループに対して公平かつ公正でなければなりません。特に、すべての申請に対して同一の規則を適用しなければならず、またすべての申請は差別のないかたちで処理されなければなりません。各 TLD を利用するにあたってのポリシーおよび手続きは、公開され、監視に付されなければなりません。

(f)TLD の権限の委任の取消

不正行為、あるいはこの文書および RFC1591 に規定するポリシーに違反する行為があったような場合、あるいは適切なドメインの運営という点で継続的、反復的な問題がある場合には、IANA は権限の委任を取り消して、他の運営機関にトップレベルドメインの権限を改めて委任し直す権利を留保します。

RFC1591 : 2)、3)、4)

2)これらの指定を受けた機関は、それぞれに委任されたドメインの受託管理者であり、そのコミュ

ニティに対してサービスを提供する義務があります。

- 3) 指定運用管理機関は、それが管理しているドメイン内において、ドメイン名の登録を申請するすべての団体に公平でなければなりません。
- 4) 当該ドメインの利害関係者は、委任を受けた指定運用管理機関が適切な団体であるということを、重要なこととして同意しなければなりません。